

様式第 2 号（第 8 条関係）

意見等に対する実施機関の考え方

- 1 対象事案名 第 6 期行橋市障がい福祉計画及び第 2 期行橋市障がい児福祉計画（案）
- 2 意見等募集期間 令和 3 年 2 月 1 5 日～ 3 月 5 日
- 3 意見の概要及び実施機関の考え方

意見の概要	実施機関の考え方
<p>1. 「総論第 1 章 4 計画策定の体制と過程」部分および P61「資料編 1 計画策定の経緯」について</p> <p>行橋市地域自立支援協議会第 1 回分及び行橋市障がい福祉計画策定委員会が開催された 4 回分の議事録を公開してください。</p> <p>（意見等の理由）</p> <p>具体的な検討審議内容の把握のため</p>	<p>行橋市障がい福祉計画策定委員会の議事録につきましては、本市ホームページに掲載いたします。</p>
<p>2. P5「総論第 2 章 2 障がい者の状況」について（その 1）</p> <p>障がい者のいる世帯の状況に関する記載がありません。平成 2 6 年度から令和 2 年度までの状況を公開してください。</p> <p>（意見等の理由）</p> <p>平成 3 0 年障害者総合支援法改正に伴い「障がい者自ら望む地域生活を営むことができるように一層の充実を図る」ことを明記されたのならば、地域生活の場である自宅やグループホーム等の利用状況を把握するべきであり、各種手帳保持者の障がい者のいる世帯数、うち障がい者単身世帯などの把握が重要と思うから。</p>	<p>障がい者のいる世帯状況につきましては、これまで世帯状況に関する統計をとっていなかったため、把握が出来ておりません。</p> <p>今後は世帯数（単身世帯数）を把握し、障がい者が地域生活を営むための施策に活用してまいります。</p>

<p>3. P5「総論第2章2 障がい者の状況」について（その2）</p> <p>難病患者の状況の記載がありません。平成26年度から令和2年度までの状況を公開してください。</p> <p>（意見等の理由）</p> <p>障害者総合支援法では361の対象疾病（令和元年7月）があるため、適正に把握しているのか確認したいため</p>	<p>市内の難病患者数につきましては、福岡県保健福祉環境事務所健康増進課で把握しておりますが、障がい者支援室として今までデータの提供は求めていませんでした。難病患者の中には障がい福祉サービスの利用が必要な方もおられますので今後はデータを提供していただき、活用していきたいと考えます。</p>
<p>4. P5「総論第2章2 障がい者の状況」について（その3）</p> <p>障がい児（保育園、こども園など）の手帳所持者の状況を記載がありません。平成26年度から令和2年度までの状況を公開してください。市内保育園在籍児童数と在籍障がい児やそのための加配保育者数も記載願います。</p> <p>（意見等の理由）</p> <p>第2期行橋市障がい児福祉計画も兼ねているから</p>	<p>障がい児（保育園、こども園など）の手帳所持者の状況につきましては、障がい児の中でも未就学児は手帳保持者数が少なく、個人の特定につながることも考えられるため、本人及び保護者への配慮も含めて公表しておらず、今後も公表する予定はございません。</p> <p>しかしながら、データは把握し、今後の施策に反映していきたいと考えます。</p>
<p>5. P9「総論第2章2 障がい者の状況（3）知的障がい者の状況」について（その1）</p> <p>グラフの「知的障がい者の推移」ですが「平成29年度の数字（582人）」と「第5期行橋市障がい福祉計画及び第1期行橋市障がい児福祉計画」P9のグラフ「知的障がい者の推移」の「平成29年度の数字（595人）」数字の差異（13人減少）が大きいのはなぜでしょうか。</p> <p>（意見等の理由）</p>	<p>知的障がい者の推移における平成29年度の状況につきましては、数字を精査したところ、第5期計画における平成29年度の知的障がい者数に誤りが見つかったため、第6期計画では正しい数字に訂正しております。</p>

<p>「第5期行橋市障がい福祉計画及び第1期行橋市障がい児福祉計画」のP9のグラフ「知的障がい者の推移」の「平成29年度の数字(595人)」数字は「平成29年9月末現在」という注釈が記載されているが、平成30年3月までの半年間で13人(最重度・重度のAのみ)が減少する理由を知りたいから</p>	
<p>6. P9「総論第2章2障がい者の状況(3)知的障がい者の状況」について(その2)</p> <p>「知的障がい者の推移」および「令和2年度知的障がい者の等級別構成比(586人)」の数値について、「15歳未満、15～64歳、65歳以上」の3つの年齢構成区分による人数を公開してください。</p> <p>(意見等の理由)</p> <p>P9の図表からAとBの区分がどのような年齢構成であるかを定量的に把握しないと、今後の計画策定における良質で多様なサービス品質の確保が出来ないと考えているから</p>	<p>療育手帳所持者の年齢構成区分につきましては、令和元年度(令和2年3月末)以降の状況を記載いたします。</p>

<p>7. P11の「総論第2章2障がい者の状況(5)障がい支援区分認定の状況について</p> <p>「障がい支援区分認定の推移(推計)」の推計数字グラフがありますが、算出根拠を教えてください。</p> <p>(意見等の理由)</p> <p>今後の3年間の計画策定における重要な試算のため</p>	<p>障がい支援区分認定の推移につきましては、実績値から微増傾向にあるため、実績に基づいた推計数値を算出しております。</p>
<p>8. P13~14「総論第2章3第5期計画の進捗状況」について</p> <p>資料内容の確認です。(1)(2)(3)(4)(5)の内容について、四角枠内の「項目」内容は、何の法律や条例を根拠にした内容なのでしょうか?またこの項目が目標値の根拠のような印象ですが、そうならば、注釈を記載していただけないでしょうか?また実績と目標値の差異があるケースがありますが、その分析や対策などの記載がありませんが、行橋市障がい福祉計画策定委員会にて協議をされているのでしょうか?分析や対策などを追記してください。</p> <p>(意見等の理由)</p> <p>資料構成や根拠がわかりにくいため。関与している方々はわかるのかもしれませんが、この計画の当事者である障がい者や障がい者家族には、とてもわかりにくいです。</p>	<p>第5期計画の進捗状況につきましては、国が示す障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)に基づき、項目及び目標値を設定しております。</p> <p>各号の実績と目標値の差異がある項目については、分析や対策について追記いたします。</p>

9. P15～21「総論第2章3第5期計画の進捗状況(6)障がい福祉サービス等のサービス量の実績、(7)地域生活支援事業」について

「訪問系サービス(P15)」「日中活動系サービス(P16)」「訓練系・就労系サービス(P17)」「施設系・住居支援系サービス(P18)」「障がい児通所支援等(P19)」「地域生活支援事業 必須事業(P20)」「その他の事業(P21)」について、第5期の計画と実績の比較表が記載されていますが、結果に対する文章はありますが、なぜその差異が発生したのか？に対する分析の文言がありませんが、追記をお願いします。また、確認ですが、行橋市障がい福祉計画策定委員会にて協議をされているのでしょうか？

(意見等の理由)

第6期の計画策定に際して、第5期の計画と実績の差異の分析が的確にされていないことは無いと思いますが、この計画の当事者である障がい者や障がい者家族には、わからないため。

各論第2章以降で示している各サービスの実績に対する分析結果につきましては、見込量と実績の差異が大きいサービスを中心に追記いたします。

10. P24「総論第3章 計画の基本的な考え方 2基本目標 (6)災害時の支援に対する体制づくり」について

災害時の障がい者支援は、昨今の災害多発の環境から鑑みるととても重要な政策だと思います。文中に、「2つの福祉避難所を想定していいますが、障がい者が安全・安心に過ごせるために避難所としての機能強化を進めていく」とあります。本計画の障がい者の人数把握と住んでいる場所を元にした避難計画や障がいの程度を配慮した避難計画やそのための備品管理計画などを実施しているのでしょうか？実施していないならば、検討していただきたい。

(意見等の理由)本計画には、災害時における具体的な目標設定がないため。災害時こそしっかり社会的弱者である障がい者の支援計画を具体的に立案すべきではないでしょうか。

行橋市では現在「避難行動要援護者台帳」(\*)で、災害時に支援が必要になる市民の個人情報や避難場所の設定を行っています。台帳登録された方については、避難計画を個別に作成した上で、地域の区長や民生委員とも情報を共有し、災害時に役立てて頂くようにしています。また、備品については、福祉避難所(ウイズゆくはし、地域ケア複合センターのニカ所)の機能強化として、簡易ベッドや発電機など通常の避難所に比べ質や数を充実させており、今後とも要支援者が避難所において安全・安心に過ごせるようにしっかりと準備してまいります。

#### \*避難行動要援護者台帳

障がい者や要介護者など、災害時に支援を要する可能性の高い市民に対して登録を促すもの。下記条件を満たす市民に登録を促す文書を送付し、本人や家族の同意があれば登録する。

#### 【主な登録条件】

- ・身体障がい者手帳 2級以上
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級
- ・要介護者 要介護3以上

11. P25～28 「総論第2章3 令和5年度の目標値の設定(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)」について(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)の内容について、四角枠内の「項目」内容は、何の法律や条例を根拠にした内容なのでしょうか？またこの項目が目標値の根拠のような印象ですが、そうならば、注釈を記載していただけないでしょうか？また令和5年度の目標値の達成に向けた方策の記載がありませんが、追記していただけますでしょうか？また、目標値達成に向けた方策は、行橋市障がい福祉計画策定委員会にて協議をされているのでしょうか？

(意見等の理由)

資料構成や根拠がわかりにくいため。また、令和5年度の目標値を達成することが目的であると考えますので、第5期行橋市障がい者福祉計画の振り返りと課題提示の分析を実施し、その課題と第6期計画の目標値達成のための方策やアクションプランを掲載しないとPDCAの管理も出来ないため。

国が示す障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)に基づき、項目及び目標値を設定しております。

方策については、目標値の設定との関連性が分かりにくいため、項目に分けて追記いたします。

<p>12. P32～40「各論第2章1～6全般」について</p> <p>「1訪問系サービス」から「6障がい福祉サービス・相談支援見込量一覧」までの記載にあります「第6期計画」のサービス見込量の根拠をすべて教えてください。</p> <p>(意見等の理由)</p> <p>なぜそのような数値になるのかわからないため</p>	<p>「第6期計画」のサービス見込量につきましては、令和元年度の利用実績及び令和2年度の利用状況に基づき、令和3～5年度における各利用見込実人数×一人当たり月平均利用見込量＝各年度のサービス見込量を算出しております。</p>
<p>13. P33「各論第2章1訪問系サービス」について</p> <p>文中に「行動援護、重度障害者等包括支援については、市内に事業所が無く、利用増加は見込めません。必要に応じて事業所整備を行います」と記載されています。「必要に応じて」とはどのような状況なのでしょう？ また、第5期も第6期も「ゼロ」というのは、ニーズが無いのか？それともニーズがあるが、事業所が無いからなのか？それともニーズを把握出来ていないのか？</p> <p>(意見等の理由)</p> <p>本計画の基本理念(P22)には「障がい者福祉サービスの充実」が明確に記載されています。そうならば、この2つのサービスは第5期も「ゼロ」であり第6期も「ゼロ」である状況をもっと分析して、充実させる検討が行われているのかどうか不安になったため。</p>	<p>行動援護、重度障害者等包括支援事業所は、これまでニーズがなかったことから本市に事業所は整備されておりません。今後は利用者のニーズに応じて事業所公募等を行い、提供体制を整えていきたいと考えております。</p>



<p>14. P34「各論第2章2日中活動系サービス」について</p> <p>文中に「生活介護については概ね計画値との乖離がありません」と記載されていますが、どのような意味なのでしょう？</p> <p>(意見等の理由)</p> <p>添付のサービス見込量は第5期の実績と第6期の計画の数値しか記載されていませんので。</p>	<p>日中活動系サービスの生活介護につきましては、第5期計画では減少傾向で見込んだ一方で、実績としては利用実人数の増加が若干数見られましたが、計画の見込量から大幅な増加は見られなかったことから、「乖離がありません」と記載しました。</p> <p>しかしながら、分かりにくい表現となっているため、上記の傾向を基に記載したいと考えます。</p>
<p>15. P34「各論第2章2日中活動系サービス」について</p> <p>生活介護のサービス見込量の表の内容について、利用実人数は第5期の令和元年度、令和2年度でそれぞれ174人、延利用人数は3,560人日です。第6期の利用実人数は毎年176人であり2名の増加ですが、延利用人数は3,520人日で令和元年・令和2年度よりも40人日減少している数値ですが、なぜなのでしょう？利用実人数が2名増えているのに、延利用人数が減るのが理解できませんし、この計算式や第6期計画の数値の根拠も教えてください。</p> <p>(意見等の理由)</p> <p>第6期計画の数値の根拠が不明だから。</p>	<p>サービス見込量につきましては、令和元年度における各利用者の利用実績から算出した平均利用日数を四捨五入し、算出しております。</p>

<p>16. P35「各論第2章2日中活動系サービス」について</p> <p>短期入所に関する記載がありますが、地域生活拠点が無整備であるために行橋市内での利用が出来ないのが実態です。重度知的障がい者の短期入所は豊前の施設まで行かないといけないのが現状であり、本年度はコロナの影響や利用者が多いため、我が娘は利用が出来ませんでした。行橋市内での地域生活拠点施設の整備はいつころできるのでしょうか？</p> <p>(意見等の理由)</p> <p>行橋市民として良質な障がい福祉サービス享受の機会を損失しているため。</p>	<p>地域生活支援拠点事業につきましては、令和3年度中に実施要綱を制定し、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所を中心に相談機能等のコーディネート業務や緊急時の受入対応などを実施する予定にしております。しかしながら、市内で利用できる短期入所施設は軽度・中等度の施設のみとなっており、重度の障がい者の施設整備が課題となっております。当面は近隣自治体に所在する施設を利用し、地域生活支援拠点事業を実施する予定です。</p>
<p>17. P35「各論第2章2日中活動系サービス」について</p> <p>生活介護に関する記載がありますが、行橋市内の生活介護施設(2箇所、2018時点)は京築エリアでの近隣自治体(みやこ町4箇所、豊前市5箇所、築上郡5箇所)に比べて、施設が少ないです。P34の生活介護の利用日人数(令和元年)174人は、行橋市内の生活介護事業所をどの程度利用しているのでしょうか？また、今後若干の増加を見込んでいるとの記載がありますが、第6期計画期間中に、生活介護事業所の公募は実施するのでしょうか？人口規模も京築エリアで最大規模であるならば、事業者の新規参入要望がある場合は、住民の障害福祉サービスの充実のために、柔軟に実施をして</p>	<p>令和元年度における行橋市内の生活介護事業所の利用人数実績は22名となっております。</p> <p>事業所数の不足につきましては、これまでに生活介護事業所を立ち上げたいといった話が挙がらず、結果として、多くの方が市外の事業所を利用されている状況となっております。</p> <p>第6期計画期間中に、事業所を立ち上げたいとの話をいただければ、公募したいと考えます。</p>

いただきたい。ちなみに、我が娘は重度知的障がい者で今年特別支援学校を卒業して、生活介護事業所に通いますが、行橋市外の事業所に行きます。あまりにも市内での生活介護施設の選択肢が少ない状況であり、行橋市民として良質な障がい福祉サービス享受の権利を排除している可能性があるのではないのでしょうか。

(意見等の理由)

行橋市民として良質な障がい福祉サービス享受の機会を損失しているため。

18. P36～37「各論第2章3訓練系・就労系サービス」について

第5期計画時(P34)には「共生型サービス事業所等を設置する場合については、計画値の範囲内で新規事業所の整備を認める」との記載がありました。しかし、第6期の本計画では、「共生型サービス (<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/62890/1/kyouseigata.pdf?20180326180021>)」の記載が無くなりました。なぜ無くなったのでしょうか？

(意見等の理由)

高齢者介護や障がい者・児福祉や幼児保育の共生を目指すサービス(富山方式;[https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutan\\_tou/0000176643.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutan_tou/0000176643.pdf))こそ、施設から

第5期計画において、共生型サービスは日中活動系サービスの訓練等給付に記載しておりました。共生型サービスは日中活動系サービスの介護給付を行う事業所が対象となることから、33ページ及び35ページに追記します。

<p>地域での生活の拡充ともに、親亡き後の障がい者の幸福に生活する機会を創出する施策だと思っているからです。</p>	
<p>19. P38「各論第2章4施設系・居住支援系サービス」について（その1）</p> <p>「自立生活援助」は令和3年度に市内事業所が1箇所開設するとありますが、新設ですか？それとも既存施設の拡充ですか？</p> <p>（意見等の理由）</p> <p>行橋市民として良質な障がい福祉サービス享受の機会の探索のため</p>	<p>自立生活援助事業につきましては、令和3年度に新設する予定となっております。</p>
<p>20. P38「各論第2章4施設系・居住支援系サービス」について（その2）</p> <p>「共同生活援助」の文中に、「重度障がい者等や親亡き後に対応した住まいの確保を行う為、日中サービス支援型グループホームの整備についても、必要に応じて検討」と記載がありますが、行橋市内にこのタイプのグループホームは何件あるのでしょうか？今後の新規開設見込はあるのでしょうか？</p> <p>（意見等の理由）</p> <p>行橋市民として良質な障がい福祉サービス享受の機会の探索のため</p>	<p>市内において、日中サービス支援型グループホームは1箇所のみ開設しております。また、現在、事業者から新規開設の具体的な話はいただいております。</p>

<p>21. P60「各論第8章1計画の点検・評価と進行管理」について</p> <p>計画の点検・評価とは、具体的にどのように管理しているのでしょうか？また「行橋市地域自立支援協議会」について、第5期計画における協議回数および議事録を公開してください。</p> <p>(意見等の理由)</p> <p>行橋市民として良質な障がい福祉サービス享受の機会のため</p>	<p>計画の進行管理につきましては、年度ごとに目標に対する実績値を出し、計画の進捗を「行橋市地域自立支援協議会」において評価いたします。自立支援協議会は、平成30年度に2回、令和元年度に1回、令和2年度(書面開催)に1回計4回実施しております。</p> <p>協議の内容としては、障がい福祉計画等の策定に関することや、専門部会の活動に関する事項、地域生活支援拠点の整備等となっております。</p>
<p>22. P60「各論第8章2障がい福祉サービス事業所等整備の検討」について(その1)</p> <p>行橋市内の障がい福祉サービス事業所の運営状況は詳細に把握しているのでしょうか？具体的には、良い事業所は定員満員であり、一方で定員を満たすことが出来ない事業所もありますが、その理由などを把握しているのでしょうか？</p> <p>また「行橋市障がい福祉サービス事業所等整備検討委員会」について、第5期計画における協議回数および議事録を公開してください。</p> <p>(意見等の理由)</p> <p>利用者のサービス品質向上に向けた事業所の情報発信が不足しているから。</p>	<p>市内の障害福祉サービス事業所の運営状況等の把握につきましては、県が実施する指導監査に同行していないため、詳細については把握出来ておりません。</p> <p>また、「行橋市障がい福祉サービス事業所等整備検討委員会」につきましては、平成30年度から令和2年度にかけて、いずれの年度も年1回開催しております。協議内容は、障害福祉サービス事業所の公募を行い、応募があった事業所の選定について、プレゼンや採点を行ったことが主な内容となります。</p>

<p>23. P60「各論第8章2障がい福祉サービス事業所等整備の検討」について（その2）</p> <p>障がい者の親として、行橋市内の障がい者本人およびその親に対して、利用している障がい福祉サービス事業所の利用における満足度調査等の実施を要求します。第6期計画期間中に実施を検討願います。</p> <p>（意見等の理由）</p> <p>行橋市民として良質な障がい福祉サービス享受の機会のため</p>	<p>第7期計画策定に向けて、令和5年度中に実施を行う方向で検討いたします。</p>
<p>24. P60「各論第8章2障がい福祉サービス事業所等整備の検討」について（その3）</p> <p>行橋市内の障がい福祉サービス事業所の品質向上に対する対策はどのように実施しているのでしょうか？定期監査は福岡県の所掌だが、情報共有は実施しているのでしょうか？その定期監査資料を公開してください。</p> <p>（意見等の理由）</p> <p>計画実績と見込による障がい者人数とサービス事業所の定員が満たされているので、新規事業者の公募を実施しないならば、既存事業者のサービスの質と利用者の満足度を調査して、公表を実施しなければ、品質向上にはならず、行橋市民として良質な障がい福祉サービス享受の権利を排除していると考えます。</p>	<p>市内の障害福祉サービス事業所の品質向上に対する対策につきましては、県が実施する指導監査に同行していないため、詳細については把握出来ておらず、また、情報共有は図れていません。</p> <p>障害福祉サービスの質の向上に向けた取り組みにつきましては、行橋市地域自立支援協議会の専門部会（就労・相談・子ども）を通じて、研修の機会を確保し、質の高いサービスを提供できるよう努めます。</p>

<p>25. P64「資料 3 行橋市地域自立支援協議会委員名簿」について</p> <p>委員名簿に委員区分を明記してください。具体的には「学識経験者」「社会福祉関係者」「福祉団体代表者」などです。また、公募委員の存在がありませんが、なぜでしょうか？公募委員の制度を検討してください。</p> <p>(意見等の理由)</p> <p>行橋市民として良質な障がい福祉サービス享受の機会のため</p>	<p>委員名簿の委員区分につきましては、明記いたします。</p> <p>公募委員制度については、令和3年度より公募を実施いたします。</p>
<p>26. 出産時に、障がいを受けたご家族へのフォローの窓口を作る。</p> <p>育てていく中で、発達障がいなどわかった際に、窓口を解りやすくする事。</p> <p>小学校から中学校へ行く際、支援学校以外の選択肢があってもいいと思う。</p> <p>障がい者雇用へ結びつくように、地元企業へのアプローチも必要だと思います</p>	<p>お子様の成長に関して、出生時より子ども支援課の保健師が「赤ちゃん訪問」等の子育て支援を行っております。また、お子様に障がいがあるとわかった時は、相談できる体制をとっております。</p> <p>発達障がいに関する相談につきましては、療育事業を委託している一般社団法人子どもサポートセンター（行橋京都児童発達相談センター「ポルト」）でご相談いただくことが可能です。</p> <p>相談窓口につきましては、相談支援体制や受付窓口の明確化が図れるよう今後も努めてまいります。</p> <p>中学校進学の際の選択肢につきましては、市内6校の中学校において特別支援学級（知的・情緒）</p>

を整備しており、校区内の中学校への進学をご検討いただくことが可能です。

障がい者雇用につきましては、令和元年度に地域自立支援協議会就労支援部会で、障がいのある方の「はたらきたい」を支援するパンフレットを作成しました。地元企業へのアプローチは、就労支援部会や「障害者就業・生活支援センター エール」を中心に、今後も引き続き、取り組みを進めてまいります。